

香川県条例第21号

子育て県かがわ少子化対策推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本計画（第7条・第8条）

第3章 基本的施策（第9条—第17条）

附則

香川の未来を担う子どもが、瀬戸内の温暖な気候と豊かな自然の中で、健やかに育つことは、私たち全ての願いである。

一方、今日の未婚化や晩婚化を背景とした急速な少子化の進行は、経済や地域社会の活力の低下を招くなど、本県の将来に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

推計では、平成52年において本県の人口は77万人にまで減少すると予想されていることから、同年における人口80万人を目標とし、積極的に少子化対策を推進する必要がある。

「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもよい」と考える若者が多いとの調査結果とともに、多くの若者が将来家庭を持つことを望みながら、適当な相手とめぐり会わぬことなどから結婚できないとの調査結果も明らかになっている。

このため、少子化対策には、子育てへの経済的支援、保育等の充実、雇用の安定、仕事と家庭の両立の推進などの施策に加え、県民総ぐるみで結婚のお世話をする「おせっかい運動」を展開するなど、結婚への気運を高めることが重要である。

ここに、安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる香川を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、少子化対策の推進について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、少子化対策に関

する施策の基本となる事項を定めることにより、少子化対策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「少子化対策」とは、安心して子どもを生み、育てることができ、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて行う全ての取組をいう。

(基本理念)

第3条 少子化対策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- (1) 子どもは次代の社会を担う者であることに鑑み、県、市町、県民、事業者、子育て支援団体等が相互に連携を図りながら協力して社会全体で取り組むこと。
- (2) 保健、医療、保育、福祉、雇用、教育など、あらゆる分野において、総合的に取り組むこと。
- (3) 全ての子どもが健やかに育つことができるよう配慮すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観並びに家庭の重要性が十分尊重されるよう配慮すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、少子化対策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、少子化対策を推進するに当たっては、国、市町、事業者、子育て支援団体等と緊密な連携を図るものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念に対する理解を深めるとともに、県又は市町が実施する少子化対策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者が仕事と家庭との両立を図ることができるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県又は市町が実施する少子化対策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本計画

(基本計画)

第7条 知事は、少子化対策に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、少子化対策の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」と

いう。) を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 少子化対策に関する目標

(2) 少子化対策に関する施策の基本的な方針

(3) 前2号に掲げるもののほか、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第8条 知事は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表しなければならない。

第3章 基本的施策

(社会全体による取組の推進)

第9条 県は、社会全体において、結婚や子育ての支援などの少子化対策の推進に向けた気運の醸成を図るため、表彰制度の実施、情報の提供、意識の啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(結婚の支援)

第10条 県は、未婚化及び晩婚化の流れを変えるため、市町、事業者等と連携して、結婚を望む男女に対し出会いの場を提供するなど、県民が一体となってこのような結婚の支援を行う「おせっかい運動」の促進に努めるものとする。

(妊娠、出産及び子育ての支援)

第11条 県は、県民が安心して子どもを生み、育てることができるよう、妊娠、出産及び子育てに関する情報の提供、相談の実施その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町が実施する地域における子ども・子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進その他の子育て支援施策が効果的に実施されるよう、必要な支援に努めるものとする。

(産業振興と就業の支援)

第12条 県は、県民が経済的に自立して子どもを生み、育てることができるよう、地域経済の活性化等を通じて雇用の場の確保に取り組むとともに

に、就業のための職業能力の開発の機会の提供、就業の相談その他の支援に努めるものとする。

(仕事と家庭との両立の支援)

第13条 県は、子どもを生み、育てる者の仕事と家庭との両立が図られるよう、子育てを支援する制度に関し、事業者、その雇用する者等への普及啓発に努めるものとする。

2 県は、仕事と家庭との両立に資する雇用環境の整備を行う事業者に対する必要な支援に努めるものとする。

(教育の推進)

第14条 県は、子どもが、生命の尊厳及び家庭が果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、次代において自立して社会生活を営み、家庭を築き、子どもを生み、育てることができるよう、必要な教育を推進するものとする。

(生活環境の整備の促進)

第15条 県は、子どもが安全・安心に生活することができるよう、子どもが安全に利用することができる道路交通環境の整備、子どもを犯罪から守る取組の支援その他の必要な施策を実施するものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 県は、国及び市町と協力し、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るために必要な施策の充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、少子化対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条第1項の規定により策定されている計画は、第7条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。